

1 まちづくりを取り巻く最近の動き

既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、去る6月18日良好な景観の形成を目的とする「**景観法**」が公布されました。今回は、今後のまちづくりにも影響のあるこの法律の概略について触れたいと思います。

1. 景観法

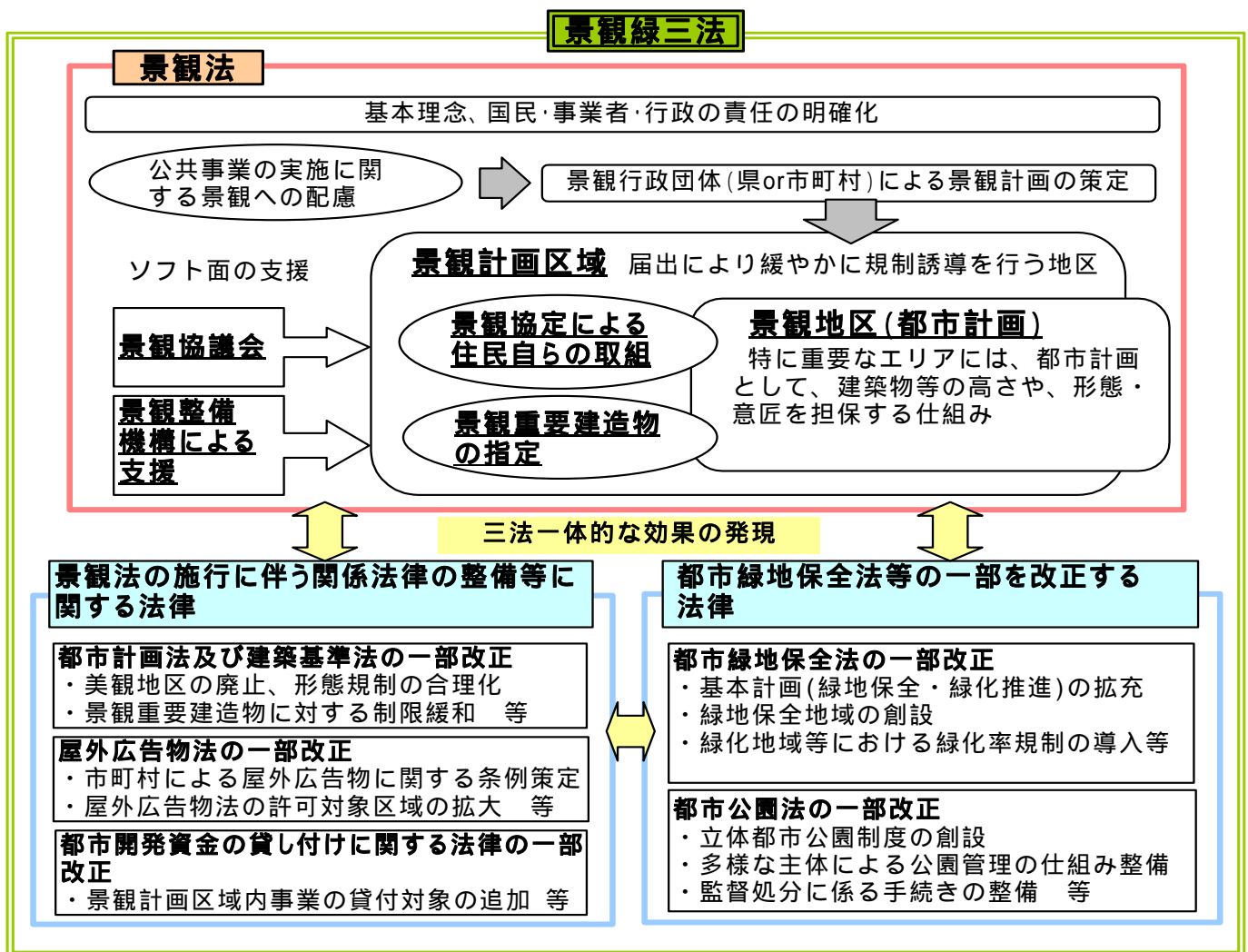
「**景観法**」は、全国各地における良好な景観形成への取組みを総合的かつ体系的に推進するためのもので、我が国では初めてとなる景観についての総合的な法律です。(今年12月の施行予定)

この法律では、景観形成に関する基本理念や国民・事業者・行政の責務とともに、必要な行為規制や支援措置等が明確に位置づけられました。端的に述べれば、自治体に一定の裁量権を与えつつ、自治体を中心としながら良好な景観形成に向けた各種施策や必要な規制を行おうとするものです。

2. 景観緑三法

「**景観法**」は、屋外広告物法等を改正する「**景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**」、都市緑地保全法や都市公園法を改正する「**都市緑地保全法等の一部を改正する法律**」と一体的に整備されており、屋外広告物の規制や緑地の保全等と一体的な効果の発現による良好な景観の形成を目指しています。

「**景観緑三法**」は、これら3つの法律の総称となります。



< 関連ホームページ : 国土交通省景観ポータルサイト http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html >

< 景観法相談室 : 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 TEL 03-5253-8111 (代表) >

3. 景観法に基づく制度の概要 (主なポイント)

(1) 景観計画制度の創設

県又は市町村が景観計画に定めた「**景観計画区域**」における建築行為等の規制誘導(届出・勧告制度)
景観計画区域内の景観上重要な建造物を「**景観重要建造物**」として指定できる(樹木等を含む)
景観計画に定めた道路、河川等の「**景観重要公共施設**」は当該計画に即して整備(電線共同溝の整備等)
景観計画区域内の農業振興地域に「**景観農業振興整備計画**」を定め、農地利用を規制誘導
景観計画区域内の良好な景観形成のための協議の場として「**景観協議会**」を組織化 等

(2) 景観地区制度の創設

市町村は、建築物の形態意匠の制限等を定める「**景観地区**」を**都市計画**に定めることができる
「**景観地区**」では、景観計画区域に比べより積極的に建築行為等を規制誘導(建築行為の認定等)

(3) 景観協定の締結

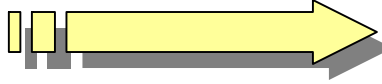
景観計画区域内の土地所有者等は、景観に関するきめ細やかなルールづくりができる(承継効あり)

(4) 景観整備機構の指定

県や市町村は、景観に関する業務を適切に行う公益法人やNPO法人を「**景観整備機構**」に指定できる



【電線共同溝の整備等による
街並み整備のイメージ】
- 国土交通省パンフレットより -



4. 景観法とまちづくり

地域固有の良好な街並みや景観の形成は、各地のまちづくりにおいて非常に大きな柱になっており、法の下でこの実効性の確保を目指す景観法制は、まちづくりと密接な関わりを持ってくるものと思われます。

景観法に基づく制度は強制されるものではありませんが、今後のまちづくりに有効であるならば積極的に活用を図りたいものです。ただし、行政側のお仕着せになることなく、住民、NPO、建築家等専門家が地域の課題を共有しながら、協働して取り組んでいくことが何にも増して重要となります。

身近なまちづくりを見据えながら、景観法に関わる今後の動向にも注目していただきたいと思います。



【景観法の枠組み(イメージ)】
- 国土交通省パンフレットより -

2 県内の「まちづくり」情報 ~ HOPE計画 ~

今回は、地域の特性を踏まえた住まいづくりに主眼を置きながら、これまで県内各地で進められてきている「HOPE計画」というまちづくりの事業手法を紹介したいと思います。

1. HOPE計画（地域住宅計画）

HOPE計画は、「地域に根ざした住まい・まちづくり」を進める制度として昭和58年度に旧建設省において創設され、平成15年度で20周年を迎えた事業です。HOPEとは、HOusing with Proper Environmentの頭文字をとったもので、それぞれの地域の気候・風土、伝統、文化、地場産業などを大切にしながら、地域の発意と創意により住まいづくり・まちづくりを推進することを目的としています。

2. 事業の実績

HOPE計画は、この20年の中で全国500を超える市区町村において策定され、地域にあった住宅の建設や開発及びこの住宅による市街地や街並みの改善、これらに呼応した街路や裏道等の歩行者空間・ポケットパークの整備、伝統的建築デザインをモチーフにした公共公益施設の建設等が進められてきました。

この事業を活用し、地域独自の住宅整備・まちづくり等を推進してきた代表事例としては、山形県金山町や佐賀県有田町、そして本県三春町等があげられます。

3. 福島県のHOPE計画

福島県内のHOPE計画は、三春町をはじめ25市町村において実績があり、地域の住民や専門家などによる民間組織を結成し、現在でも行政との協働により活動を継続している地域も多くあります。

地域に根ざした住まいづくりから住宅地、住宅地から街並み、そして地域のまちづくりへ、HOPE計画の一層の展開を期待したいと思います。

各市町村の取組み事例等は、機会を見つけ紹介していきたいと考えています。

県内 HOPE 計画実施市町村

1	三春町	(S58~)
2	喜多方市	(S62~)
3	埴町	(H元~)
4	南郷村	(H元~)
5	泉崎村	(H元~)
6	本宮町	(H3~)
7	猪苗代町	(H3~)
8	富岡町	(H4~)
9	小高町	(H4~)
10	棚倉町	(H6~)
11	船引町	(H7~)
12	会津坂下町	(H8~)
13	北会津村	(H8~)
14	二本松市	(H9~)
15	田島町	(H9~)
16	新地町	(H9~)
17	鹿島町	(H9~)
18	長沼町	(H10~)
19	三島町	(H10~)
20	舘岩村	(H10~)
21	只見町	(H13~)
22	西郷村	(H13~)
23	川俣町	(H14~)
24	会津本郷町	(H15~)



< 関連ホームページ : HOPE 計画 20 周年記念 HOPE 選集 <http://www.hope-web.jp/db/index.html.htm> >

3 トピックス

下水道まつりが開催されました

9月10日の「下水道の日」にちなんで、県内4箇所で行われました。

9月11日(土) あだたら清流センター(二本松市)

9月11日(土) 県中浄化センター(郡山市)

9月12日(日) 県北浄化センター(国見町)

9月18日(土) 大滝根水環境センター(船引町)

これは、県下水道公社主催、県・関係市町村の共催により、下水道と水質保全の大切さに理解を深めてもらおうと毎年開かれているもので、大滝根水環境センターでは初めての開催となりました。

各会場では施設を一般公開するなどして、大勢の家族連れらに水質浄化の仕組みや下水道の現状について理解を深めてもらいました。また、フリーマーケット、マスのつかみ取り、ウルトラマン握手会、ミニコンサートなど様々なイベントが繰り広げられ、多数軒を連ねた模擬店やゲームコーナーとともに訪れた子どもたちを喜ばせ終日賑わいを見せていました。

今回行かれた方も行かれなかった方も、次回開催される場合には是非会場に足をお運びください。



【大勢の家族連れらでにぎわった下水道まつり(左:県北浄化センター、右:あだたら清流センター)】

4 編集後記

「うつくしま、まちづくり推進レポート Vol.13」はいかがでしたでしょうか。今後とも充実した内容となるよう努力していきたいと思っておりますので、取り上げてほしい事例やご意見、ご要望、ご質問などございましたら遠慮なくお寄せ下さい。

メールマガジン(無料)の申し込みをご希望される方は、

1. 団体会社名、2. 氏名、3. メールアドレス、4. 電話番号等(送信エラーの際のご連絡のため)、よろしければ、5. 性別、6. 年齢を記入の上、**まちづくり推進グループのメールアドレス**まで希望する旨ご連絡下さい。(E-mail: machizukuri@pref.fukushima.jp)

登録された方には、レポートの更新情報などをメールにてご案内いたします。

【発行元】 福島県 土木部 都市領域 まちづくり推進グループ

電話: 024-521-7510

FAX: 024-521-7956

E-mail: machizukuri@pref.fukushima.jp

URL: <http://www.pref.fukushima.jp/toshi/index.html>